

当局にあった架空話の実例

<近畿財務局管内>

財産 区別	所在地	事例
民有地	大阪市北区曾根崎2丁目1番	<p>○東京都下に本店を置くG社の代表を名乗る者より、「当社は、郵政省や財務省、近畿財務局のOBと懇意にし、代議士等ともつながりもあるので、国有財産等の販売を任されている。大阪市北区曾根崎2丁目1番所在の国有地を購入しないか。当該財産は転売先が決まっているため、必ず儲かる。」として金銭の支払いを求められた。</p> <p>※大阪市北区曾根崎2丁目1番については、国は所有権を有しておりません。 また、財務省において所管財産を処分する場合は、公用・公共の用途として地方公共団体等に処分する場合を除き、原則一般競争入札により処分します。</p>
公有地 及び民 有建物	大阪市中央区南船場3丁目1-13 (大阪市所有財産)	<p>○大阪府下に本店を置くA社を名乗る者から「大阪市所有地の借地権を財務省が保有しており、その借地権を当社が取得する。借地権の取得にあたり、資金を提供してくれる人を紹介してほしい。この借地権取得の話は、当社社長が懇意にしている元財務省キャリアから情報提供を受けたものである。」として、出資者の紹介を依頼された。</p> <p>※財務省は、当該土地の借地権は有していません。 また、財務省において所管財産を処分する場合は、公用・公共の用途として地方公共団体等に処分する場合を除き、原則一般競争入札により処分します。</p>
国有地 民有地	/	<p>○国有地や日本郵政(株)が所有する財産等が記載された「国有財産の特別情報」と称する書面とともに、近畿財務局HP掲載の「廃止宿舎等の売却予定財産」を提示した上で、「これらの情報は、財務省の然るべき筋と信頼関係を築き、相応の価格で入手した。更なる情報収集や、優先売却には、相応のコスト(お金)が必要。」と金銭の負担を持ちかけられた。</p>
国有地	大阪市中央区馬場町6番28 (KKRホテル大阪)	<p>○国有地及び地上建物について、「近々、55億で売りに出されるが買わないか」と持ちかけられた。</p>
国有地	大阪市阿倍野区播磨町 (阿倍野合同宿舎)	<p>○「一旦、某外郭法人に売却され、その外郭法人が一般競争入札を行う予定。一般競争入札に参加できるのは学校法人、医療法人、社会福祉法人である。入札保証金を支払えば参加できるので用立ててくれないか。」と持ちかけられた。</p> <p>○公務員宿舎削減候補地リストや国有物件売却候補リストを手渡され、「購入者の紹介を依頼された。売却方法は、国が直接競争入札を行うのではなく、国から独立行政法人に財産を移管した上、任意売却される。」と持ちかけられた。</p>
国有地	豊中市北緑丘1丁目150番1外1筆 ※一般競争入札により売却済み です。	<p>○ある不動産業者が当局に無断で現地案内を実施し、「私は有力な政治家と懇意にしているので、依頼してくれば、国から随意契約で買受できるようにする。」と持ちかけられた。</p>

<京都財務事務所管内>

財産 区別	所在地	事例
民有地	京都市下京区東洞院通七条下る 東塩小路町676番13 (所有者: 日本郵政(株)、メルパルク 京都)	<p>○元国会議員秘書を名乗る者から、「郵政省から財務省に引き継がれたメルパルク京都の敷地・建物について、財務省が買い手を探している。仲介手数料を払うので当該物件の購入者を探してほしい。この話は、財務省に出入りしている業者に頼まれたものであり、郵政省や財務省に照会した時点で取引は中止となる。」として当該物件の処分に係る仲介を持ち掛けられたもの。</p> <p>※郵政省は民営化して日本郵政(株)等となっており、その保有資産等を財務省が引継ぐことはありません。 また、財務省において所管財産を処分する場合は、原則、一般競争入札により処分しますので、財務省が個別に買い手を探したり、随意契約を持ち掛けたりすることはありません。</p> <p>注意喚起情報(日本郵政(株)ホームページへのリンク)</p>

<京都財務事務所管内>

財産 区別	所在地	事例
国有地	京都市上京区河原町通 荒神口下る上生洲町197番11 (旧京都財務事務所庁舎)	○「京都財務事務所跡地について、独立行政法人から買える権利を取得した。指定する口座に数回に分けて1～2億円を振り込めば当社が購入の算段をつける。」と持ちかけられた。
	※一般競争入札により売却済みです。	○「京都財務事務所跡地を12億円で落札し、入札保証金5%(6千万円)は入金済みあり、残金の11億4千万円を融通してほしい。」と持ちかけられた。
		○「京都財務事務所跡地が既に売りに出されている。マージンを含めて20億円払えば取得できる。さし当たって、前金を今月(平成23年12月)25日までに支払わないか。」と持ちかけられた。
		○「京都財務事務所跡地の買手が決まり、大手不動産会社に転売することとなった。これだけ(具体的な金額を提示)儲かるので購入資金を出さないか。」と持ちかけられた。
		○「前金を支払えば必ず京都財務事務所跡地を入札で取得できる。」と持ちかけられた。

<神戸財務事務所管内>

財産 区別	所在地	事例
国有地	西宮市 ※一般競争入札により売却済みです。	○「自分の所属する独立行政法人を介せば、直接購入することが出来る。」と持ちかけられた。
国有地	神戸市中央区山本通3丁目3-16 (山本通合同宿舎)	○ある業者から「1号棟及び2号棟の跡地を随意契約で購入させてもらえる」と持ちかけられた。 ※山本通合同宿舎は現在供用中であり、売却予定はありません。